**○法務省告示第百三十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社スウィングベーカリーの項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社スウィングベーカリー | 千葉県印西市松崎台一丁目一番地十一 | パン製造 |

**○法務省告示第百三十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ますの井 | 大分県豊後大野市三重町市場九十五番地 | ホテル業務 |

**○法務省告示第百三十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月三日法務省告示第九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社吉川屋 | 福島県福島市飯坂町湯野字新湯六番地 | ホテル業務 |

**○外務省告示第百十五号**

外務省告示平成二十一年第二百九十七号に関し、平成二十五年三月七日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千九十四号において、同理事会決議第千七百十八号８（ｄ）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことに基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号及び平成二十五年外務省告示第四十一号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

別表「１．団体」に次を加える。

⑱　セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ
（別称：セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ；チェ・２・チャヨン・クァンゲォン；アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ；チャヨン・クァンゲォン；ナショナル・デフェンス・アカデミー；クッパン・クァンゲォン；セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ・リサーチ・インスティテュート；サンスリ）
SECOND ACADEMY OF NATURAL SCIENCES
(a.k.a. 2ND ACADEMY OF NATURAL SCIENCES; CHE 2 CHAYON KWAHAKWON; ACADEMY OF NATURAL SCIENCES; CHAYON KWAHAK-WON; NATIONAL DEFENSE ACADEMY; KUKPANG KWAHAK-WON; SECOND ACADEMY OF NATURAL SCIENCES RESEARCH INSTITUTE; SANSRI)
所在地：北朝鮮平壌特別市

⑲　コリア・コンプレックス・エクイップメント・インポート・コーポレーション
KOREA COMPLEX EQUIPMENT IMPORT CORPORATION
所在地：北朝鮮平壌特別市普通江区域楽園洞

別表「２．個人」に次を加える。

⑩　ヨン・チョンナム
YO'N CHO'NG NAM
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（KOMID）代表
Chief Representative for the Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID)

⑪　コ・チョルチェ
KO CHO'L-CHAE
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（KOMID）副代表
Deputy Chief Representative for the Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID)

⑫　ムン・チョンチョル
MUN CHO'NG-CH'O'L
役職：タンチョン・コマーシャル・バンク（TCB）職員
Tanchon Commercial Bank (TCB) official

**○外務省告示第百十六号**

平成二十五年三月十八日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ブイ・ヴァン・ティン　ホアビン省人民委員長

平成二十五年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第百十七号**

平成二十五年三月十八日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ディン・ヴァン・トゥ　クアンナム省人民委員会副委員長

平成二十五年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

**○文化庁告示第十二号**

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十五年三月十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十五年四月五日

文化庁長官　近藤　誠一

音訳の会　葉山やまばと

**○文化庁告示第十三号**

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十五年三月十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十五年四月五日

文化庁長官　近藤　誠一

音訳いしづか